

有料職業紹介事業 許可申請必要書類等（個人）

有料職業紹介事業を行うにあたっては、職業安定法第31条の要件（許可基準）を満たしたうえで、下記①～⑬の書類等を、主たる事業所を管轄する都道府県労働局に提出する必要があります。

兵庫労働局への申請の場合、許可を受けようとする月の3か月前の末日までに提出してください。
※代表者が欠格事由者（禁固以上の刑の執行中の者、刑の執行が終了してから5年を経過しない者または刑の執行猶予中の者等）である場合は、有料職業紹介事業を行うことができません。

①有料職業紹介事業許可申請書（様式第1号） 【正本1部・コピー2部】

②有料職業紹介事業計画書（様式第2号） 【正本1部・コピー2部】

③届出制手数料届出書（様式第3号） および手数料表 【正本1部・コピー2部】

- 手数料を「上限制手数料」（職業安定法第32条の3第1項第1号）とする場合は提出不要です。
- 手数料表の作成にあたっては、様式例を参考にしてください。

④有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号） 【正本1部・コピー2部】

- 職業紹介事業の運営において、「取扱職種」や「取扱地域」等を限定する場合に必要となります。
- 「国外にわたる職業紹介」を行う場合は、下記⑮の書類に併せて提出してください。

⑤代表者および職業紹介責任者の住民票 【正本1部・コピー1部】

- 本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限ります。
- 外国籍の方は国籍および在留資格（特別永住者の方は国籍および特別永住者であること）が記載されたものが必要です。
- 申請日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

⑥代表者および職業紹介責任者の履歴書 【正本1部・コピー1部】

- 氏名・住所（居所）・生年月日のほか、最終学歴から現在までの職歴、役員への就任解任状況、賞罰の有無を記載してください。写真の貼付は不要です。
- 職歴に空白期間がある場合、その期間についての説明を記載（求職活動、開業準備等）してください。

⑦職業紹介責任者講習受講証明書 【コピー2部】

- 選任した職業紹介責任者の、「職業紹介責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。
- 受講（修了）日が、申請の受理日前5年以内のものに限ります。

⑧所得税の確定申告書 【コピー2部】

- 最近（直近）の納税期のものに限ります。
- 納税地の所轄税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの（e-taxからの「受信通知」を印刷したもの）の添付が必要です。

⑨納税証明書「その2」（所得金額の証明書） 【正本1部・コピー1部】

- 最近（直近）の納税期のものに限ります。

⑩貸借対照表および損益計算書（所得税青色申告決算書） 【コピー2部】

- 最近（直近）の納税期のもので、納税地の所轄税務署の提出したものに限りします。
- 白色申告または簡易簿記による青色申告の場合は不要です。

⑪ 預貯金残高証明書 【正本 1 部・コピー 1 部】

- 納税期末日のものを提出してください。
- 白色申告または簡易簿記の青色申告の場合は、上記に加えて、金融機関の貸付金残高証明書、所有不動産の登記事項証明書、固定資産税評価額証明書等が必要になる場合があります。

⑫ 事業所の使用権を証する書類 【正本 1 部・コピー 1 部（賃貸の場合コピー 2 部）】

- 不動産の登記事項証明書、賃貸借（使用貸借）契約書により確認します（建物のみ）。
- 転貸借の場合は所有者の転貸借にかかる同意書および原契約書の写しも併せて提出してください。
- 職業紹介事業の事業所として、使用が可能なもの（使用目的・契約期間）に限ります。
- 参考資料として、事業所のレイアウト図（簡易なもので可）も併せて添付してください。

⑬ 個人情報適正管理規程 【コピー 2 部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（モデル例あり）。

⑭ 業務の運営に関する規程 【コピー 2 部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（令和 4 年職業安定法改正内容を反映したモデル例あり）。

⑮ 国外にわたる職業紹介を行うにあたっては、下記関係書類（日本語訳含む）

【コピー 2 部（「通達様式第 10 号」は正本 1 部・コピー 1 部）】

- 相手先国の関係法令
- 相手先国において、事業者が職業紹介にかかる活動が認められていることを証する書類
- 取次機関を利用する場合は、
 - ◇ 取次機関が相手先国で職業紹介にかかる活動を認められていることを証する書類（許可証等）
 - ◇ 取次機関および事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類
 - ◇ 取次機関に関する申告書（通達様式第 10 号）

⑯ 手数料（収入印紙 5 万円分）

- 有料職業紹介事業を行う事業所の数が 2 以上の場合、1 事業所につき 1 万 8 千円分を追加してください。
※ 職業紹介事業を行う事業所の数が 2 の場合、1 万 8 千円 + 5 万円 = 6 万 8 千円分が必要です。
- 申請窓口で書類のチェックを受けた後に、①の書類の正本（第 1 面）に貼付してください。

⑰ 登録免許税（9 万円）の領収証書 【正本 1 部】

- 申請書を提出する労働局を管轄する税務署（兵庫労働局の場合「神戸税務署」）で納付してください。
- 銀行等や郵便局で納付する場合、必ず「神戸税務署」あてに納付してください。

⑱ その他

- ①～⑰以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831